

平成十七年国家公安委員会規則第二十号

(警備員等の検定等に関する規則)

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第十一条、第二十三条第三項及び第六項、第二十八条、第三十条第二項並びに第五十四条、警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条、警備業法施行令(昭和五十七年政令第三百八号)第三条の表の第二号並びに警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)第五十条第一項第五号及び第四項、第五十一条第二項並びに第六十六条第一項第一号二(5)の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則を次のように定める。

(特定の種別の警備業務)

第一条 警備業法(以下「法」という。)第十八条の国家公安委員会規則で定める種別の警備業務は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第一号に規定する警備業務のうち、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の飛行場(以下「空港」と総称する)において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。)

二 法第二条第一項第一号に規定する警備業務(機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。)のうち、警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「施設警備業務」という。)

三 法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、人の雜踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(雜踏の整理に係るものに限る。以下「雜踏警備業務」という。)

四 法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)

五 法第二条第一項第三号に規定する警備業務のうち、運搬中の核燃料物質等危険物(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物その他の引火若し

くは爆発又は空气中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)をいう。以下同じ。)に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)

六 法第二条第一項第三号に規定する警備業務のうち、運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)

(特定の種別の警備業務の実施基準)

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

業務	種別	（特定の種別の警備業務の実施基準）	
		警備員	人數
一 空港保安警備	警備員	空港保安警備業務を行ふ場合ごとに、一人以上	施設警備業
二 施設警備業務	1 施設警備員	施設警備業務を行う敷地ごとに、一人	施設警備業
二 施設警備業務	2 施設警備員	施設警備業務を行う敷地ごとに、一人	施設警備業
二 施設警備業務	1 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業
二 施設警備業務	2 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業
三 施設警備業務	1 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業

職務	種別	（特定の種別の警備業務の実施基準）	
		警備員	人數
一 空港保安警備	警備員	空港保安警備業務を行ふ場合ごとに、一人以上	施設警備業
二 施設警備業務	1 施設警備員	施設警備業務を行う敷地ごとに、一人	施設警備業
二 施設警備業務	2 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業
三 施設警備業務	1 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業

職務	種別	（特定の種別の警備業務の実施基準）	
		警備員	人數
一 空港保安警備	警備員	空港保安警備業務を行ふ場合ごとに、一人以上	施設警備業
二 施設警備業務	1 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業
二 施設警備業務	2 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業
三 施設警備業務	1 施設警備員	施設警備業務を行う空港敷地内に、一人	施設警備業

五 交通誘導警備 業務 (高速自動車 国道 (高速自動車 国道法 (昭和三十 年法律第七十九 号) 第四条第一項 に規定する高速自 動車国道をいう。) 又は自動車専用道 路 (道路法 (昭和 二十七年法律第百 八十号) 第四十八 条の四に規定する 自動車専用道路を いう。)において 行うものに限る。)	交通誘導警 備業務に係 る一級検定 員又は二級檢 定合格警備員 員	交通誘導警 備業務を行 う場所ごと に、一人以 上
六 交通誘導警備 業務 (道路又は交 通の状況により、 が道路における危 険を防止するため 必要と認めるもの に限る。)	交通誘導警 備業務に係 る一級検定 員合格警備員 員又は二級檢 定合格警備員	交通誘導警 備業務を行 う場所ごと に、一人以 上
七 核燃料物質等 危険物運搬警備業 務 (防護対象特定 核燃料物質に係る 業務に係る)	1 核燃料 物質等危険 物運搬警備 員	八 貴重品運搬警 備業務 (現金に係 るものに限る。) 貴重品運搬警 備業務に係 る一級檢 定合格警備 員又是二級 檢定合格警 備員
2 物質等危険 物質等危険 物運搬警備 業務に係る （この項の下欄 の）	2 物質等危険 物質等危険 物運搬警備 員	九 車両を除く （学科試験等の科目等）

備考 この表の一の項の1の下欄の空港保安警 備業務を行う場所の範囲を特定するに当たつ ては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる 物件の検査（以下「手荷物等検査」という。） に用いられる金属探知機、エックス線透視装 置その他の機械器具（以下「手荷物等検査用 機械器具」という。）の性能、情報通信技術の 利用の状況その他の事情を勘案するものとす る。	格警備員又 は二級検定 合格警備員 員
一 この表の二の項の1及び2の下欄の区域 を特定するに当たつては、雜踏警備業務を行 う場所の広さ、当該場所において予想される 雜踏の状況、当該雜踏警備業務に従事する警 備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の 利用の状況その他の事情を勘案するものとす る。	2 学科試験は採一式の筆記試験及び実技試験の科 目及び判定の基準は別表第一に定めるとおりと し、二級の検定の学科試験及び実技試験の科目 及び判定の基準は別表第二に定めるとおりとす る。
二 この表の三の項の1及び2の下欄の区域 を特定するに当たつては、當該檢定の實施予定期 日の九日前までに、次に掲げる事項のすべてを公 示する。	3 実技試験は、公安委員会の指定を受けた警察 職員が行うものとする。
三 その他の事情を勘案するものとす る。（合格證明書の携帯等）	4 実技試験の採点は別表第一及び別表第二に定 める能力について減点式採点法により行うもの とし、その合格基準は九十パーセント以上の成 績であることとする。

第六条 一級の検定の学科試験及び実技試験の科 目及び判定の基準は別表第一に定めるとおりと し、二級の検定の学科試験及び実技試験の科目 及び判定の基準は別表第二に定めるとおりとす る。	第五条 講習会（法第二十三第三項の講習会を いう。以下同じ。）の課程を修了した者につい ては、当該講習会に係る警備業務の種別に係る 種別の警備業務ごとに、それぞれ一級及び二 級に区分して行う。 (試験の免除)
第七条 公安委員会は、検定を行おうとするとき は、当該検定の実施予定期日の九日前までに、 次に掲げる事項のすべてを公示するものとす る。（公示）	第六条 一級の検定の実施に係る学科試験及び実 技試験の実施期 日、場所並びに当該検定に係る警備業務の種 別及び級
第八条 一級の検定を受けることができる者は、 次とのおりとする。	第七条 一級の検定に係る学科試験及び実技試 験の実施期 日、場所並びに当該検定に係る警備業務の種 別及び級
第九条 一級の検定を受けようとする警備業務の種別に ついて二級の検定に係る合格證明書の交付を受 けている者であつて、当該合格證明書の交付 を受けた後、当該種別の警備業務に従事した 期間が一年以上であるもの	第八条 一級の検定を受けようとする警備業務の種別に ついて二級の検定に係る合格證明書の交付を受 けている者であつて、当該合格證明書の交付 を受けた後、当該種別の警備業務に従事した 期間が一年以上であるもの
第十条 検定を受けようとする者（以下「検定申 請者」という。）は、その住所地又はその者が 警備員である場合におけるその者が属する営業 所の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式 第一号の検定申請書一通を提出しなければなら ない。	第九条 一級の検定を受けようとする者（以下「検定申 請者」という。）は、その住所地又はその者が 警備員である場合におけるその者が属する営業 所の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式 第一号の検定申請書一通を提出しなければなら ない。

第十一條 公安委員会は、検定に合格した者（第 五条第二項の規定により検定に合格した者とみ なされる者を除く。）に対し、別記様式第三号 (成績證明書の交付)	第十一条 公安委員会は、検定に合格した者（第 五条第二項の規定により検定に合格した者とみ なされる者を除く。）に対し、別記様式第三号 (成績證明書の書換え及び再交付の申請)
第十二条 前条の成績證明書の記載事項に変更があつた ときは、別記様式第四号の成績證明書書換え申 請書一通及び当該成績證明書を当該成績證明書 を交付した公安委員会に提出して、その書換え を申請することができる。	第十二条 前条の成績證明書の記載事項に変更があつた ときは、別記様式第四号の成績證明書書換え申 請書一通及び当該成績證明書を当該成績證明書 を交付した公安委員会に提出して、その書換え を申請することができる。
第十三条 前項に規定する者は、検定に合格した者とみ なす。	第十三条 前項に規定する者は、検定に合格した者とみ なす。
第十四条 前項の検定申請書は、検定申請者の住所地を 管轄する公安委員会に提出する場合にあっては	第十四条 前項の検定申請書は、検定申請者の住所地を 管轄する公安委員会に提出する場合にあっては

2 前条の成績証明書の交付を受けた者は、当該成績証明書を失し、又は当該成績証明書が滅失したときは、別記様式第五号の成績証明書再交付申請書一通を当該成績証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。

(合格証明書の様式)

第十三条 合格証明書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

(合格証明書の交付の申請)

第十四条 合格証明書の交付を受けようとする者（以下「合格証明書交付申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第七号の合格証明書交付申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の合格証明書交付申請書は、合格証明書交付申請者の住所地を管轄する公安委員会に提出する場合にあっては当該合格証明書交付申請者の住所地の所轄警察署長を経由して、合格証明書交付申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に提出する場合にあっては当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、提出しなければならない。

3 第一項の合格証明書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。次条第二項において同じ。）

二 第一条の成績証明書又は第十七条第三号の講習会修了証明書（当該成績証明書又は当該講習会修了証明書の交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。）

三 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に限る。）の交付する合格証明書の交付を受けようとするものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書、法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書、精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第七号に定めるもの）

掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）並びに

第四の第一欄に掲げる警備業務の種別に応じ、これらの表の第二欄の講習に区分して行うこととし、これらの表の第三欄に掲げる科目及び第四欄に掲げる講習事項について、この表の第五欄の講習時間以上行うこと。

号又は第三号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者のいすれにも該当しないことを誓約する書面

五 第九条第四項第二号に規定する写真一葉（合格証明書の書換え及び再交付の申請）

第十五条 法第二十二条第五項の規定による合格証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第八号の合格証明書書換え申請書一通及び当該合格証明書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の合格証明書書換え申請書には、住民票の写し及び第九条第四項第二号に規定する写真一葉を添付しなければならない。

3 法第二十三条第五項において準用する法第二十二条第六項の規定による合格証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第九号の合格証明書再交付申請書一通を当該公安委員会に提出しなければならない。

4 前項の合格証明書再交付申請書には、第九条第五項の合格証明書再交付申請書又は第三項の合格証明書再交付申請書は、第十一条第二項を経由して、提出しなければならない。

5 第一項の合格証明書書換え申請書又は第三項の合格証明書再交付申請書は、第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、提出しなければならない。

六 講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、適切に応答すること。

七 試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

八 学科試験は、筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うことのとし、その合格基準は九十パーセント以上である。

九 学科試験は、必要な数の監督員の適切な配置その他の学科試験に関する不正行為を防止するために必要な措置を講じて行うものであること。

十 実技試験は、受講者一人ごとに行われるものであること。

十一 実技試験の採点は別表第三及び別表第四に定める能力について減点式採点法により行うことのとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

十二 学科試験又は実技試験に合格しなかつた者に対する者は、その者が更に一時限以上の学科講習又は実技講習を受けた後でなければ次回の学科試験又は実技試験を行わないこと。

十三 講習会の課程を修了した者に対して、別記様式第十一号の講習会修了証明書を交付すること。

十四 講習会を実施する日時、場所その他講習会の実施に關し必要な事項及び当該講習会が国家公安委員会の登録を受けたものである旨を公示すること。

十五 講習会以外の業務を行う場合にあつた者が行う講習会であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

十六 講習会の受講の申請に關する事項規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 講習会の業務（以下単に「業務」という。）を行いう時間及び休日に関する事項

二 業務を行う事務所及び講習会の実施場所に關する事項

三 講習会の実施に係る公示の方法に關する事項

四 講習会の受講の申請に關する事項

五 講習会及び試験の実施方法に關する事項

六 講習及び試験の内容並びに時間に關する事項

七 講習会に用いる施設及び設備並びに教本に關する事項

八 講習会修了証明書の交付に關する事項

九 講習会に關する料金の額及びその収納の方

十 法第三十二条第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に關する事項

十一 警備業法施行規則（以下「府令」という。）第五十条第三項の帳簿その他の業務に關する書類の管理に關する事項

十二 業務に關する公正の確保に關する事項

十三 その他業務の実施に關し必要な事項

（府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等）

第十九条 府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項は、第十七条第十三号の講習会修了証明書の交付の年月日及び番号とする。

2 府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案

用紙（当該問題用紙及び答案用紙が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。 （府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類）	第二十条 府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙（当該問題用紙が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。
（府令第六十六条第一項第一号ニ（5）の国家公安委員会規則で定める事項）	第二十一条 府令第六十六条第一項第一号ニ（5）の国家公安委員会規則で定める機材（警備業法施行令第三条の表の第二号の国家公安委員会規則で定める機材）
（5）の国家公安委員会規則で定める事項は、当該合格証明書に係る級とする。	第二十二条 警備業法施行令第三条の表の第二号の国家公安委員会規則で定める機材は、車両、さく及び赤色灯とする。
法令に関する基	別表第一（第六条関係）

空港に関する基	手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 英語に関する高度に専門的な知識を有すること。	専門的な知識を有すること。
空港に関する基	1 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。

空港に関する基	航空の危険を生じさせること。	空港の管理に係る高度に専門的な知識を有すること。
空港に関する基	航空の危険を生じさせること。	空港の管理に係る高度に専門的な知識を有すること。
空港に関する基	航空の危険を生じさせること。	空港の管理に係る高度に専門的な知識を有すること。

空港に関する基	空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。
空港に関する基	1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。
空港に関する基	1 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。
空港に関する基	1 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。
空港に関する基	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）、外交関係に関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）、外交関係に関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 その他手荷物等検査用機械器の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。

合しがの破施設に発事壞設対備お場生故等の象業	警備業務の管理に関すること。	施設警備業務の管理に関すること。	警備業施設に於ける保安に於けること。	刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 携帯用無線装置、金属探知機、侵入検知装置、遠隔監視装置その他施設警備業務を実施するために使用する機器(以下「施設警備業務用機器」という。)に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 人又は車両等の出入り度に専門的な知識を有すること。	1 人又は車両等の出入り度に専門的な知識を有すること。
2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な知識を有すること。	2 出入管理及び巡回の方法並びに施設警備業務用機器の使用の管理その他施設警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 巡回の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 巡回の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 巡回の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。

驗試技実				
急け合しがの破施設にたるに發事壞設対備お場生故等の象業	警備業務の管理に関すること。	施設警備業務の管理に関すること。	警備業施設に於ける保安に於けること。	事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 出入管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	1 出入管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な知識を有すること。	2 出入管理及び巡回の方法並びに施設警備業務用機器の使用の管理その他施設警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 巡回を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 巡回を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。

務業備警踏雜				
驗試科學				
に備雜踏務警	關する事項に關する。	關する事項に關する。	關する事項に關する。	關する事項に關する。
1 雜踏警備業務を実施するために使われる各種資機材(以下「雜踏警備業務用資機材」という。)の使用方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 ロープその他の雜踏警備業務を実施するためには、周囲の状況その他の施設警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行なう高度に専門的な能力を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 護備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 軽犯罪法(昭和二十三年法律第三十九号)、道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)その他雜踏警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 護備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。

驗試技実				
がの負お場踏人	警備業務の管理に関すること。	警備業務の管理に関すること。	警備業施設に於ける人の雜踏すること。	事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	1 事故の発生時ににおける道路及び交通の状況その他の事情を勘案して、雜踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行なう高度に専門的な能力を有すること。	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。
2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時における道路及び交通の状況その他の事情を勘案して、雜踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行なう高度に専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
3 他の護身用具の使用方法に関すること。	3 他の護身用具の使用方法に関すること。	3 他の護身用具の使用方法に関すること。	3 他の護身用具の使用方法に関すること。	3 他の護身用具の使用方法に関する高度に専門的な能力を有すること。

		交 通 誘 導 備 警 業 務		急の措置に関すること。	
		科 学 試 験		とすること。	
事項に關する基準的な警備業務に関する事項		法令に關する事項		高度に専門的な能力を有すること。	
1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 警備業務実施の基本原則に関する応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	4 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	5 その他の警備業務を実施するために使用する各種資機材（以下「交通誘導警備業務用資機材」という。）の機能・使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	6 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。
1 さく、赤色灯その他の交通誘導警備業務を実施するためには車両等の誘導に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 人又は車両に対する図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な知識を有すること。	3 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	4 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	5 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	6 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。

試験技実					
事現工場		事現工場		事現工場	
1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	5 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	6 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。
1 交通誘導警備業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 人又は車両に対する図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	3 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	4 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	5 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	6 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。
1 交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査の正確に行つたため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 他の事情に関する事前調査の正確に行つたため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	4 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	5 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	6 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。

核 燃 料 物 質 等 危 害 物 質 料 物 運 搬 備 警 業 務					
事現工場		事現工場		事現工場	
1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のため必要な能力を有すること。	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	5 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。	6 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行った際に専門的な知識を有すること。
1 交通誘導警備業務を実施する場合における応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	2 人又は車両に対する図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	3 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	4 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	5 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	6 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。
1 交通誘導警備業務を実施する場合における応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	2 人又は車両に対する図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	3 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	4 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	5 その他の警備業務を実施する場合における応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。	6 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行つた際に専門的な知識を有すること。

核燃料物質等危険物質等の管理に関すること。					
事現工場		事現工場		事現工場	
1 核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	5 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	6 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。
1 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	5 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	6 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。
1 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 その他の核燃料物質等危険物の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	5 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	6 その他の核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。

実技試験		危険物に係る事故の発生した場合における応急の措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	
核燃料物質等	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	1 サーベイメータ、フイルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具(以下「放射線量測定用機械器具」という)の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 ロープ、消火器、吸収材その他の事故の発生時ににおける放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材(以下「放射線障害等防止用資機材」という)の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他事故の発生時ににおける応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な能力を有すること。	
核燃料物質等危険物の運搬	道路における交通の状況その他の経路に係る道路の構造、道路の経路における指揮業務担当者等への連絡を行うこと。	1 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。 2 運搬中における指揮業務担当者等への連絡を行うこと。	

重品運搬警備業務		危険物に係る事故の発生した場合における応急の措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	
法令に関する事項	警備業に係る基本的な事項	1 放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。 2 放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。 3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。 4 放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。 5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。 7 その他事故の発生時ににおける応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	
核燃料物質等危険物の運搬	道路における交通の状況その他の経路に係る道路の構造、道路の経路における指揮業務担当者等への連絡を行うこと。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	

貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬	貴重品の運搬警備業務に係る周囲の見張りに関すること。	危険物に係る事故の発生した場合における応急の措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	
1 事故の発生時における貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬警備業務に係る道路の構造、道路における交通の状況その他の貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬警備業務の実施に必要な事情に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 貴重金属の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他の貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬警備業務の実施に必要な事情に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 貴重金属運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力を有すること。 2 貴重金属運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。 3 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 6 運搬中のにおける指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 貴重金属運搬警備業務用車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 2 貴重金属運搬警備業務用車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 3 車両による伴走を行ったため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 車両による伴走を行ったため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 6 運搬中のにおける指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。

貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬	貴重金属の運搬警備業務に係る周囲の見張りに関すること。	危険物に係る事故の発生した場合における応急の措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	
1 事故の発生時における貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬警備業務に係る道路の構造、道路における交通の状況その他の貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬警備業務の実施に必要な業務の能率的かつ安全な実施に係る高度に専門的な知識を有すること。	1 貴重金属の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他の貴重金属、貴金属等の現金、貴重品の運搬警備業務の実施に必要な業務の能率的かつ安全な実施に係る高度に専門的な知識を有すること。	1 貴重金属運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力を有すること。 2 貴重金属運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。 3 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 貴重金属運搬警備業務用車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 2 貴重金属運搬警備業務用車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 3 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 車両に際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。

別種					別表第二 (第六条関係)	
分区試験					貴重品に係る事故が発生した場合における応急措置に関すること。	
科目					3 その他事故の発生時ににおける応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	
手荷物等検査に関する事項	乗客等の接遇に関する事項	法令に関する事項	警備業に関する事項	判定の基準		
1 手荷物等検査用機械器具の構造・作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。	1 乗客等の接遇を行っため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 2 英語に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。			

航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急措置に關する	航空港に関すること。	空港に関すること。	4 その他手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 5 その他の手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。
3 警察署、地方出入国在留管理局の出張所・税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識を有すること。	1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。	2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。
他の護身の方法に関するもの	3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	4 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	2 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。

実技試験	と。するこ
乗客等に接遇すること。	4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。
手荷物等検査に関すること。	1 乗客等の接遇を行う専門的な能力を有すること。
手荷物等検査用機械器を調整すること。	2 英会話を行う専門的な能力を有すること。
手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。	1 手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力を有すること。
手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。	2 手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。
他の手荷物等検査による専門的な能力を有すること。	3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。
航空の危険を生じさせること。	4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する専門的な能力を有すること。
事件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。
航空の危険を生じさせること。	2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。
他の護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	3 該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。

施設警備業		施設警備業		施設警備業		施設警備業		施設警備業		施設警備業	
施設警備業		施設警備業		施設警備業		施設警備業		施設警備業		施設警備業	
4 専門的な能力を有すること。	4 その他応急の措置を行うこと。	3 護身用具の使用方法その他のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	3 事故の発生時における警報機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時ににおける警報機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時ににおける警報機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。
4 専門的な能力を有すること。	4 その他応急の措置を行うこと。	3 護身用具の使用方法その他のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	3 事故の発生時における警報機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時ににおける警報機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時ににおける警報機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。

業務備警踏査							
験試科学		験試技実					
法令 関する こと。	事項 本的 する基 に關 すること。	事務警備業	警備業	施設の破壊等	施設の警備業	施設の警備業	施設の警備業
1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必	1 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行う専門的な知識を有すること。	1 護身用具の使用方法その他護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	1 不審者は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力を有すること。	1 事故の発生時ににおける負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	1 出入管理を行う専門的な能力を有すること。	2 巡回を行う専門的な能力を有すること。	5 その他事故の発生時ににおける応急の措置を行っため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。
2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時ににおける負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時ににおける負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時ににおける負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	2 巡回を行う専門的な能力を有すること。	3 施設警備業務用機器を操作する専門的な能力を有すること。	4 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う専門的な能力を有すること。

験 試 技 実									
置に 關する 措	急け る応 合にお ける事 故が發 生した場 所に	人の雜 踏する こと。	場所に おける 人の雜 踏する こと。	雜踏の 整理に 関する こと。	雜踏の 整理に 関する こと。	人の雜 踏する 場所に おける 人の雜 踏する こと。	人の雜 踏する 場所に おける 人の雜 踏する こと。	雜踏の 整理に 関する こと。	雜踏の 整理に 関する こと。
1 警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	1 事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力を有すること。	1 事故の発生時における必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 事故の発生時における必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 雜踏警備業務用資機材の使用方法に関する専門的な知識を有すること。	2 他の護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 他の護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 他の護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 軽犯罪法、道路交通法に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	必要な法令に関する専門的な知識を有すること。
2 他の護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時における専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時における専門的な知識を有すること。	2 事故の発生時における専門的な知識を有すること。	2 他の護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	3 警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	3 警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	3 警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	3 警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	3 警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。

工事現場その他の誘導に関すること。		車両等の誘導に関すること。	法令に関すること。	警備業務に関する基本事項	するこ
が発生した場合における危険の場所における負傷等の事故の発生するところ。		1 故事の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	4 その他事故の発生時ににおける応急の措置を行なうこと。
が発生した場合における危険の場所における負傷等の事故の発生するところ。		2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	2 道路交通法その他道路交通警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すこと。	5 おける応急の措置を行なうこと。
4 その他事故の発生時ににおける応急の措置を行なうこと。	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	1 故事の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	4 その他事故の発生時ににおける応急の措置を行なうこと。

核 燃 物 質 料 物 備 警 搬 運 物 険 危 等		業 務	
驗 試 科 學		驗 試 技 実	
事 項 本 的 な 基 づ く 務 に 関 す る	業 備 警 備 事 項 に 關 す る	工 事 現 場 そ の 他 人 又 は 車 両 の 通 行 に 危 険 が 発 生 し た 場 合 に お け る 応 急 の 措 置 に 關 す る こ と。	車 両 等 の 誘 導 に 關 す る こ と。
1 警 備 業 務 実 施 の 基 本 原 則 に 關 す る 専 門 的 な 知 識 を 有 す る こ と。 2 警 備 員 の 資 質 の 向 上 に 關 す る 専 門 的 な 知 識 を 有 す る こ と。	1 護 身 用 具 の 使 用 方 法 そ の 他 の 護 身 の 方 法 に 關 す る 専 門 的 な 知 識 を 有 す る こ と。 2 そ の 他 事 故 の 発 生 時 に お け る 応 急 の 措 置 を 行 う 專 門 的 な 知 識 を 有 す る こ と。	1 事 故 の 発 生 時 に お け る 負 傷 者 の 救 護 及 び 道 路 に お け る 危 険 の 防 止 の た め の 措 置 を 行 う 専 門 的 な 知 識 を 有 す る こ と。 2 警 察 機 閣 そ の 他 の 関 係 機 閣 へ の 連 絡 を 行 う 専 門 的 な 能 力 を 有 す る こ と。	1 交 通 誘 導 警 備 業 務 用 資 機 材 を 使 用 し て 人 又 は 車 両 の 誘 導 を 行 う 専 門 的 な 能 力 を 有 す る こ と。 2 人 又 は 車 両 に 対 す る 合 図 そ の 他 の 方 法 に よ り、人 又 は 車 両 の 誘 導 を 行 う 専 門 的 な 能 力 を 有 す る こ と。

法令に関すること。	法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	核燃料及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。
しがの盗難係る危険物等	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	1 伴走に使用する車両の性質に関する専門的な知識を有すること。 2 核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識を有すること。	1 核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識を有すること。 2 核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識を有すること。
の措	1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。

品重貴	科学	試験	実験	置に関するこ
する務に警備業基	するに關する事項。	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	事項に関する専門的な知識を有すること。
1 事故の発生時における他の護身の方法に関すること。	1 放射線量測定用機械器及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	1 放射線量測定用機械器及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	1 他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。
3 知識を有すること。	2 機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	2 放射線障害等防止用資材を使用する専門的な能力を有すること。	2 放射線量測定用機械器及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	5 その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。

務業備警搬運

試験

本的な事項	法令に関するこ	貴重品	運搬警備業務	車両に
2 護備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品運搬警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品運搬警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品運搬警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。
3 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	2 道路交通法その他の貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	2 貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	2 道路交通法その他の貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	2 道路交通法その他の貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。

試験

事故が発生した場合における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	貴重品	運搬警備業務	車両に
1 事故の発生時における他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	1 事故の発生時における他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	1 事故の発生時における他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	1 事故の発生時における他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。
2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。

別表第三（第十七条関係）

務業備警安保港空				別種
習講科学				分区習講
法令に付すること。				科目
警備業務に付すること。	と。	と。	と。	講習事項
1 法その他の警備業務				
2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関する法律、専門的な知識				
限時四	限時一	限時一	限時二	間時習講

措急るお合た見を審び件るのそるさ生険の航置の応けに場し發者不及物あれおせじを危空	5 その他の手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を見つけることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識
1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識	1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
2 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識
3 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
4 度に専門的な知識	4 度に専門的な知識
限時一	限時二

習講技実				する。ことに付する。
と。の実務に付する。				と。
件るのそるさ生険の航及物あれおせじを危空	1 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力	1 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力	1 乗客等の接遇を行いう高度に専門的な能力
件及び不審者を發見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を發見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力	2 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力	2 英会話を行う高度に専門的な能力
限時一	限時二	限時四	限時一	

務業備警設施				見を審びお合た見を發者不
習講科学				た場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力
と。の実務に付する。				た場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力
1 警備業務実施の基	1 警備業務実施の基	1 警備業務実施の基	1 警備業務実施の基	4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法
3 施設警備業務用機	3 施設警備業務用機	3 施設警備業務用機	3 施設警備業務用機	4 その他応急の措置を行う高度に専門的な知識
4 施設警備業務用機	4 施設警備業務用機	4 施設警備業務用機	4 施設警備業務用機	5 その他の手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を見つけることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識
限時二	限時一	限時一	限時一	

習講技実		
施の業務警に実務備	とる関置の応けに場し發故の傷るお所る踏の。こすに措急るお合た生が事等負けに場す雑人	の構造、周囲の状況その他の施設警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
専門的な能力	1 度に専門的な能力 2 出入管理を行う高 度に専門的な能 力 3 巡回を行なう高 度に専門的な能 力 4 護身用具の使用方 法その他の護身の方法 5 その他の事故の発生	1 不審者又は不審な物件を発見した場合に 2 事故の発生時における警察機関への連絡を行なうべき措置に関する高度に専門的な知識 3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のため必要な事項に関する高度に専門的な知識 4 専門的な知識 5 その他の事故の発生
限時二	限時一	限時二

務業備警踏雜		
習講科学		
°こすに法 とる関令	とる関置の応けに場し發故の傷るお合た生が事等負けに場す雑人	の構造、周囲の状況その他の施設警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
2 識 識 の実施の適正を確 保するため必要な法 令に關する高度に専 門的な知 識 3 通法その他の警 備業務の実施に必 要な法 令に關する高度に専 門的な知 識 4 軽犯罪法、道 路交 通法その他の警 備業務に關する高 度に専門的な知 識 5 その他の事故の 発生	とる関置の応けに場し發故の傷るお合た生が事等負けに場す雑人	1 不審者又は不審な物件を発見した場合に 2 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のため必要な事項に関する高度に専門的な能力 3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のため必要な事項に関する高度に専門的な能力 4 専門的な能力 5 その他の事故の発生
限時一	限時一	限時二

に措急るお合た生が事等負けに場す雑人 関置の応けに場し發故の傷るお所る踏の				
1 雜踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識	1 雜踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識	1 雜踏警備業務用資機材の使用方法に関する高度に専門的な知識	1 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	1 に關する高度に専門的な知識
2 その他の警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識	2 その他の警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識	2 人の誘導その他の機材の使用方法に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	2 に關する高度に専門的な知識

備警導誘通交				
習講科学				
°こすに法 とる関令	°こすに措急るお合た生が事等負けに場す雑人 とる関置の応けに場し發故の傷るお所る踏の	とる関施の業務警 に措急るお合た生が事等負けに場す雑人 とる関置の応けに場し發故の傷るお所る踏の	とる関施の業務警 に措急るお合た生が事等負けに場す雑人 とる関置の応けに場し發故の傷るお所る踏の	°こすとる に關する高度に専門的な知識
2 識 識 の実施の適正を確 保するため必要な法 令に關する高度に専 門的な知 識 3 通法その他の警 備業務の実施に必 要な法 令に關する高度に専 門的な知 識 4 車道交 通法その他の警 備業務に關する高 度に専門的な知 識 5 その他の事故の 発生	1 事故の発生時ににおける負傷者の救護を行なうべき措置に関する高度に専門的な知識	1 事故の発生時ににおける負傷者の救護を行なうべき措置に関する高度に専門的な能力	1 雜踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識	1 に關する高度に専門的な知識
限時一	限時一	限時二	限時二	限時一

危行の車又他そ現工 險に通両は人の場事	警備の実務と。こすに開施の業			
道ける2識する事故の発生時におけ る負傷者の救護の危険の防 止のための措置を行 うたる高度に専門的な知識	1 交通誘導警備業務 用資機材の機能、使用 方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向 上に関する高度に専門 的な知識	1 交通誘導警備業務 用資機材の機能、使用 方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向 上に関する高度に専門 的な知識
限時一	限時二	限時二	限時二	限時一

習講技実			
又他そ現工 は人の場事	と。こすに開施の業	警備	と。こすに開置の応けに場し發故の傷るお所る場
う高度に専門的な能力 ける警察機関その他のお ける事故の発生時にお うたる高度に専門的な能 度に専門的な能力	1 交通事故の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識 2 その他の交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	1 交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路の規制の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識 2 人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 他の護身の方法に関する高度に専門的な知識 2 その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識 4 その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識
限時一	限時二	限時二	

核燃料物質等危険物輸送業務警備			
習講科学			
と。こすに開施の業	と。こすに開	と。こすに開	と。こすに開置の応けに場し發故の傷るお所る場
的 な 知 識	1 警備業務実施の基 本原則に関する高度に専門的な知識 2 警備員の資質の向 上に関する高度に専門 的な知識	1 核原料物質、核燃 料物質及び原子炉の規 制に関する法律、道路 運送車両法その他の核燃 料物質等危険物運搬警 備業務の実施に必要な 法令に関する高度に専 門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 車両による伴走を行 うため必要な事項に関する高度に専門的な知識 3 運搬中の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識 4 連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
限時一	限時一	限時一	

質料核 等物燃				
操作方法及び構造、機能測定用機 械器放射線量計	1 専門的な知識 の方法に関する高度に専門的な知識 2 その他の核燃料物質の効率的かつ安全な実務の管理に関する高度に専門的な知識	1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他の必要な事項に関する高度に専門的な知識 2 搬警備業務の実施に必要な事前に必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識 2 物の運搬に使用する車両の装備及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識 3 物の性質に関する高度に専門的な知識	1 核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識
限時一	限時二	限時一	限時一	限時一

		習講技実		危険な事態の発生に際して、周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
質料核等物燃	とる関施の業務警備	とる関施の業務警備	とる関施の業務警備	
機器の点検及び修理	放射線量測定用機	護身用具の使用方法その他の護身の方法	事故の発生時ににおける警察機関との他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識
限時一	限時二	限時二		用資機材の点検を行う方法

		務業備警搬運品重貴		危険な事態の発生に際して、周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
習講科学				
とる関施の業務警備		とる関施の業務警備		とる関施の業務警備
機器の点検及び修理	放射線量測定用機	護身用具の使用方法その他の護身の方法	事故の発生時ににおける警察機関との他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	用資機材を操作する高度に専門的な能力
限時二	限時一	限時一		用資機材を使用する高高度に専門的な能力

		難るに重の券価、金、現中運等盜係品貴等証有属貴金の搬		専門的に知識
とる関施の業務警備		とる関施の業務警備		
機器の点検及び修理	放射線量測定用機	護身用具の使用方法その他の護身の方法	事故の発生時ににおける警察機関との他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	用資機材を操作する高度に専門的な能力
限時一				用資機材を使用する高高度に専門的な能力

		習講技実		専門的に知識
とる関施の業務警備		とる関施の業務警備		
機器の点検及び修理	放射線量測定用機	護身用具の使用方法その他の護身の方法	事故の発生時ににおける警察機関との他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	用資機材を操作する高度に専門的な能力
限時一				用資機材を使用する高高度に専門的な能力

務業備警安保港空		別種	
習講科学		分区習講	
と。の関施の業警 こすに実務備	こすに法 と。る関令	科目	備考 する。
知識 上に する専門的な 知識の資質の向 きの本原則に する専門的な 知識の整備業務 実施の基 本原則に する専門的な 知識の航空法、 航空機の強取等 の処罰に関する 専門的な知識 の実施の適正を 確保するため 必要な法令に関 する専門的な知 識のウイーン条約 その他の法律、 外交関係に関する 専門的な知識	1 法その他警備業務 の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識のウイーン条約その他の法律、外交関係に関する専門的な知識	講習事項	この表において、一时限は、五十分とする。
限時一	限時二	間時習講	3 その他の事故の発生時における応急の措置を行なう高度に専門的な能力 2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力 1 価値ある重い品貴有の券等の難るに生じたが事等盗係品貴有の証

さ生険の航 せじを危空	1 乗客等の接遇を行 うため必要な事項に関する専門的な知識 2 英語に関する専門的な知識
1 航空の危険を生じさせるおそれのある物 件及び不審者を發見した場合における警 察機関へ	1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識 2 手荷物等検査用機械器具を調整するため 必要な事項に関する専門的な知識 3 手荷物等検査用機械器具を操作するため 必要な事項に関する専門的な知識 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調 の原因並びにその対策に関する専門的な知識 5 その他手荷物等検査により、航空の危険 を生じさせるおそれのある物件を見つけるため 必要な事項に関する専門的な知識
限時一	限時六

生険の航 せじを危空	1 乗客等の接遇を行 うため必要な事項に関する専門的な知識 2 英会話を用いる専門的な知識
1 航空の危険を生じさせるおそれのある物 件及び不審者を發見した場合における警 察機関へ	1 手荷物等検査用機械器具を調整する専門 的な能力 2 手荷物等検査用機械器具を操作する専門 的な能力 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障 を発見する専門的な能力 4 その他手荷物等検査により、航空の危険 を生じさせるおそれのある物件を見つけるため 必要な事項に関する専門的な知識
限時一	限時六

務業備警設施	
習講科学	
と。の関施の業警 こすに実務備	こすに法 と。る関令
4 関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力 3 航空の危険を生じさせるおそれのある物 件及び不審者を發見した場合における乗客等 の避難等の措置並びに該物件の処理及び当 該物件の監視を行うため必要な事項に関する 専門的な知識 2 その他の護身の方法に関する専門的な知識 1 他の護身の方法に関する専門的な知識	
4 施設警備業務用機 3 器に開する専門的な知識 2 上に開する専門的な知識 1 出入管理の方法に関する専門的な知識	1 法その他警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識 2 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力 4 その他応急の措置を行う専門的な能力
限時三	限時一

習講技実		とる関施の業警 こすに実務備	とる関置の応けに場し発故の壞の施対業警 こすに措急るお合た生が事等破設象務備
けに場し発故の壞の施対業警 るお合た生が事等破設象務備	とる関施の業警 こすに実務備	とる関置の応けに場し発故の壞の施対業警 こすに措急るお合た生が事等破設象務備	1 不審者又は不審な 物件を発見した場合に とるべき措置に関する 専門的な知識
ける危険の 防止のため 警備業務対象施設における 負傷者の救護及び 事故の発生時にお ける警察機関その他の 専門的な能力	1 不審者又は不審な 物件を見ついた場合に とるべき措置を行う専 門的な能力	1 出入管理を行う専 門的な能力	3 事故の発生時にお ける負傷者の救護及び 警備業務対象施設にお ける危険の防止のため の措置を行うため必要 な事項に関する専門的 な知識
限時二	限時三	限時二	1 不審者又は不審な 物件を発見した場合に とるべき措置に関する 専門的な知識

務業備警踏雑		習講科学	とる関置の応 こすに措
措急るお合た生が事等負けに場す雜人 置の応けに場し発故の傷るお所る踏の	とる関施の業警 こすに実務備	法に關 すること。	とる関置の応 こすに措
ける危険の 防止のため 警備業務対象施設における 負傷者の救護及び 事故の発生時にお ける警察機関その他の 専門的な能力	1 事故の発生時にお ける負傷者の救護を行 う専門的な知識	1 雜踏警備業務用資 機材の使用方法に關す る専門的な知識	1 法その他の警備業務 の実施の適正を確保す るために必要な法令に關 する専門的な知識
限時二	限時三	限時一	の措置を行う専門的な 能力

務業備警導誘通交		習講科学	習講技実
とる関施の業警 こすに実務備	こすに法 こと。る関令	こすに措急るお合た生が事等負けに場す雜人 とる関置の応けに場し発故の傷るお所る踏の	とる関施の業警 こすに実務備
ける危険の 防止のため 警備業務対象施設における 負傷者の救護及び 事故の発生時にお ける警察機関その他の 専門的な能力	1 事故の発生時にお ける負傷者の救護を行 う専門的な知識	1 法その他の警備業務 の実施の適正を確保す るために必要な法令に關 する専門的な知識	1 事故の発生時にお ける警察機関その他の 関係機関への連絡を行 う専門的な能力
限時一	限時一	限時二	限時三

習講技実		とる関置の応けに場し発故の傷るお所るの危行の車又他そ現工 こすに措急るお合た生が事等負けに場あ陰に通両は人の場事	1 交通誘導警備業務 用資機材の機能、使用 方法及び管理方法に關 する専門的な知識
とる関施の業警 こすに実務備	とる関置の応けに場し発故の傷るお所るの危行の車又他そ現工 こすに措急るお合た生が事等負けに場あ陰に通両は人の場事	1 交通誘導警備業務 用資機材を使用して人 又は車両の誘導を行う人 より、人又は車両の誘 導を行う専門的な能力	2 人又は車両に対する 合図その他の方法に對 する専門的な知識
導を行 う専 門的 な能 力	2 専 門的 な能 力	3 護身用具の使用方 法その他の護身の方法 に関する専門的な知識	3 事故の発生時にお ける負傷者の救護及び 道路における危険の防 止のための措置を行う ために必要な事項に關 する専門的な知識
限時三	限時三	限時二	限時三

核燃料物質等危険物の運搬に関する専門的な知識		とる関施	する
の業警実務備		こすに法と。る関令	くる関置の応けに場し發故の傷るお所るの危行の車又他そ現工事
1 本知識原則に関する専門的基	1 法その他の警備業務 2 物質の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 3 廉價物質及び原子炉の規制に関する法律、道路の規制に関する専門的な知識 4 その他の核燃料物質、核燃運送車両法その他の核燃料物質等危険物の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務 2 物質の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 3 廉價物質及び原子炉の規制に関する法律、道路の規制に関する専門的な知識 4 その他の核燃料物質、核燃運送車両法その他の核燃料物質等危険物の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力 2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力 4 その他の事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力
限時一	限時一	限時一	限時二

核燃料物質等危険物の運搬に関する専門的な知識		とる関施	する
の業警実務備		こすに法と。る関令	くる関置の応けに場し發故の傷るお所るの危行の車又他そ現工事
1 本知識原則に関する専門的基	1 法その他の警備業務 2 物質の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 3 廉價物質及び原子炉の規制に関する法律、道路の規制に関する専門的な知識 4 その他の核燃料物質、核燃運送車両法その他の核燃料物質等危険物の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務 2 物質の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 3 廉價物質及び原子炉の規制に関する法律、道路の規制に関する専門的な知識 4 その他の核燃料物質、核燃運送車両法その他の核燃料物質等危険物の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	1 核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識 2 核燃料物質等危険物の構造に関する専門的な知識 3 物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する専門的な知識 4 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識
限時一	限時二	限時二	限時一

貴重品運搬警備業の作方法に関する専門的な知識		とる関施	する
の業警実務備		こすに法と。る関令	くる関置の応けに場し發故の傷るお所るの危行の車又他そ現工事
1 本知識原則に関する専門的基	1 放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識 2 放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識 3 事故の発生時における専門的な知識 4 その他の警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識 5 その他の護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識 6 その他の護身の方法に関する専門的な知識 7 その他の事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力	1 放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識 2 放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力 3 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力 4 放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力 5 放射線量測定用機械器具の点検を行う専門的な能力 6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識 7 その他の事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力	1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う専門的な能力 2 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力 3 運搬中における指揮業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 4 伴走に使用する車両による周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識 5 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 6 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 7 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識
限時一	限時一	限時二	限時三

貴重品運搬警備業の作方法に関する専門的な知識		とる関施	する
の業警実務備		こすに法と。る関令	くる関置の応けに場し發故の傷るお所るの危行の車又他そ現工事
1 本知識原則に関する専門的基	1 事故の発生時における指揮業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 2 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 3 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 4 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 5 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 6 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 7 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	1 事故の発生時における指揮業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 2 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 3 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 4 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 5 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 6 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 7 他の警備業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	1 伴走に使用する車両の装置及び操作方法に関する専門的な知識 2 貴重品運搬警備業の作方法に関する専門的な知識 3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識 4 運搬中における指揮業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 5 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識 6 運搬中における指揮業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 7 運搬中における指揮業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識
限時一	限時二	限時三	

習技実務の実施関連とおけるおけるおけるおけるおけるおける		備考
運搬の券価、金の中貴品等の有属者に關するおけるおけるおけるおけるおけるおける	貴品運搬警備業	する事。
1 貴重品運搬警備業	1 貴重品運搬警備業	する事。
2 貴重品運搬警備業	2 貴重品運搬警備業	する事。
3 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力	3 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力	する事。
4 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う専門的な能力	4 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う専門的な能力	する事。
5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力	5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力	する事。
1 事故の発生時における警察機関その他の連絡を行ふ専門的な能力	1 事故の発生時における警察機関その他の連絡を行ふ専門的な能力	する事。
2 護身用具の使用方法その他の護身の方法	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法	する事。
3 その他事故の発生時における応急の措置	3 その他事故の発生時における応急の措置	する事。
限時二	限時三	

備考	この表において、一时限は、五十分とする。
附則	する事。

(施行期日等)

この規則は、警備業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日

(平成十七年十一月二十一日)から施行する。

第二条 平成十七年十一月三十日までの間は、第二条の表の二の項の上欄中「第二条」とあるのは、「第一条の二」とする。

(警備員等の検定に関する規則等の廃止)

第三条 次に掲げる規則は、廃止する。

第一 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一

年国家公安委員会規則第五号)

二 警備員等の検定に関する規則第十二条第一

項に規定する指定講習を指定する規則(平成

十三年国家公安委員会規則第三号)

(経過措置)

第四条 第二条の規定の適用については、この規

則の施行の日から六月を経過する日までの間

は、同条の表の一の項の1中「警備員(以下

「二級検定合格警備員」という。)」とあるのは

「警備員(以下「二級検定合格警備員」とい

う。)」又は警備員等の検定等に関する規則附則第

三条の規定による廃止前の警備員等の検定に

する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第

五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項

の表に規定する空港保安警備(以下「空港保安

警備」という。)に係る同項に規定する検定

(以下「旧検定」という。)であつて同条第二項

に規定する「級に係るものに合格した警備員

(以下「旧一級検定合格警備員」という。)と

同項の2中「又は第四条に規定する二級の検定

に係る合格証明書の交付を受けている警備員

(以下「二級検定合格警備員」という。)又は空

港保安警備に係る旧一級検定合格警備員若しく

は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定す

る二級に係るものに合格した警備員(以下「旧

二級検定合格警備員」という。)と、同表の二

の項の1中「二級検定合格警備員」とあるのは

二級検定合格警備員又は旧規則第一条第一項

の表に規定する常駐警備(以下「常駐警備」と

する。)

いう。)に係る旧一級検定合格警備員」と、同

項の2中「又は二級検定合格警備員」とあるの

は「若しくは二級検定合格警備員又は常駐警備

に係る旧一級検定合格警備員若しくは旧二級

検定合格警備員」と、同表の三の項の1中「二級

検定合格警備員」とあるのは「二級検定合格警備

員又は常駐警備に係る旧一級検定合格警備員

若しくは旧二級検定合格警備員」と、同表の四の項

の中欄中「又は二級検定合格警備員」とあるのは

「若しくは二級検定合格警備員又は旧規則第

一条第一項の表に規定する交通誘導警備(以下

「交通誘導警備」という。)に係る旧一級検定合

格警備員若しくは旧二級検定合格警備員と、同

表の五の項の中欄中「又は二級検定合格警備

員」とあるのは「若しくは二級検定合格警備員

又は交通誘導警備に係る旧一級検定合格警備員

若しくは旧二級検定合格警備員」と、同表の六

の項の1中「二級検定合格警備員」とあるのは

「二級検定合格警備員又は旧規則第一条第一項

の表に規定する核燃料物質等運搬警備(以下

「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧

二級検定合格警備員」と、同項の2中「又は二級

検定合格警備員」と、同項の表に規定する核

燃料物質等運搬警備」とあるのは「若しくは二級

検定合格警備員又は核燃料物質等運搬警備に係る

旧一級検定合格警備員若しくは旧二級検定合格

警備員」と、同表の七の項の中欄中「又は二級

検定合格警備員」とあるのは「若しくは二級檢

定合格警備員」とあるのは「若しくは二級檢

定合格警備員又は旧規則第一条第一項の表に規

定する貴重品運搬警備に係る旧一級検定合格警

備員若しくは旧二級検定合格警備員」とする。

第五条 第三条の規定の適用については、この規

則の施行の日から六月を経過する日までの間

は、同条中「合格証明書」とあるのは、「合格

証明書又は警備員等の検定等に関する規則附則

第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に

関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則

第五号)第八条に規定する合格証」とする。

第六条 改正附則第五条の規定により都道府県	員等の検定に関する規則(以下「旧規則」とい
第七条 検定合格者審査は、検定合格者審査を受	う。)第一条第一項の表に規定する空港保
けようとする者(以下「審査申請者」という。)	安警備(次号において「空港保安警備」とい
が、その種別の警備業務に関する知識及び能力	う。)に係る同項に規定する検定(以下「この
の表に規定する常駐警備(以下「常駐警備」と	条及び次条において「旧検定」という。)で
する。)	あって同条第一項に規定する「級に係るもの
一 空港保安警備業務に係る一級の検定合格者	(以下この条において「旧一級検定」という。)
の規定による廃止前の警備	。)に係る同項に規定する検定(以下「この

を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行う。

前項の場合において、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部を免除する。

一 旧検定に合格した警備員であつて、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上であるもの。

二 旧検定に合格した者であつて、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上であるもの（前号に掲げる者を除く。）

第八条 検定合格者審査の科目及び判定の基準は、警備業務の種別に応じ、次の表に定めるとおりとする。

警備業務に係る事務が発生した場合における急の措置に關すること。

護身の方法に関する高度に専門的な知識（護身用具の使用方法に関するもの）を有すること。

第三十一条 旧規則第八条の合格証の書換え及び再交付については、なお従前の例による。

第十一条 別記様式

級一	別の級
試験科目	試験科目
法令に関する事項	警備業務の向上に関する事項
警備業務の実施に関すること。	警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識（第四条に規定する一級の検定に係る警備業法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員が行う警備員の資質の向上を図るために指導方法に関するものに限る。）を有すること。

級二	試験科目	試験科目	試験科目
警備業務に関する事項	警備業務に関する事項	警備業務に関する事項	警備業務に関する事項

警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関する事項	警備業務の実施に関する事項	警備業務の実施に関する事項
警備業務その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する専門的な知識を有すること。
機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。
護身の方法に関する専門的な能力（護身用具の使用方法に関するもの）を除く。）を有すること。	護身の方法に関する専門的な知識（護身用具の使用方法に関するもの）を除く。）を有すること。	護身の方法に関する専門的な知識（護身用具の使用方法に関するもの）を除く。）を有すること。	護身の方法に関する専門的な知識（護身用具の使用方法に関するもの）を除く。）を有すること。

第三十一条 第二項から第五項までの規定は、検定合格者審査について準用する。	第六条第二項から第五項までの規定は、検定合格者審査について準用する。
第九条 公安委員会は、検定合格者審査を行おうとするときは、当該検定合格者審査の実施予定期日の三十日前までに、次の各号に掲げる事項のすべてを公示するものとする。	第九条 公安委員会は、検定合格者審査を行おうとするときは、当該検定合格者審査の実施予定期日の三十日前までに、次の各号に掲げる事項のすべてを公示するものとする。
一 検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日、場所並びに当該検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級別	一 検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日、場所並びに当該検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級別
二 検定合格者審査の申請手続に関する事項	二 検定合格者審査の申請手續に関する事項
三 その他検定合格者審査の実施に関し必要な事項	三 その他検定合格者審査の実施に関し必要な事項

第三十一条 附則第七条第二項各号に掲げる書類のすべてを添付しなければならない。	第三十一条 附則第七条第二項各号に掲げる書類のすべてを添付しなければならない。
一 第九条第四項第二号に規定する写真一葉	一 第九条第四項第二号に規定する写真一葉
二 旧規則第八条の合格証の写し	二 旧規則第八条の合格証の写し

三 附則第七条第二項各号に掲げる者にあつては、同項各号のいずれかに該当することを疎明する書面
--

<p>附 則 (平成二〇年六月一八日国家公安委員会規則第一三号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年一〇月一〇日国家公安委員会規則第二二号)</p> <p>この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第二条の表に四の項を加える改正規定中同項に係る部分は、平成二十二年六月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第十九号)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。(経過措置)</p> <p>第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二十四年九月一八日国家公安委員会規則第九号)</p> <p>この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十五年七月五日国家公安委員会規則第八号)</p> <p>この規則は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 第二条の表の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日</p>
--

<p>附 則 (平成三十一年三月二九日国家公安委員会規則第四号)</p> <p>この規則は、原色力規制委員会設置法附則第一条に掲げる規定の施行の日(平成二十一年七月八日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成三一年三月二九日国家公安委員会規則第八号)</p> <p>この規則は、原子力規制委員会設置法附則第一条に掲げる規定の施行の日(平成三十一年七月八日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成三一年三月二九日国家公安委員会規則第四号)</p> <p>この規則は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 第二条の表の改正規定(第五十一条の二二項第二号)を「第五十一条の二第三項第二号」に改める部分に限る。)公布的日</p>

<p>附 則 (平成三一年八月三〇日国家公安委員会規則第四号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年一〇月一四日国家公安委員会規則第八号)</p> <p>抄</p> <p>1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。</p> <p>3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号)</p> <p>この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。</p>
--

別記様式第5号（第12条関係）
（第12条関係）

別記様式第5号（第12条関係）（令和3年版）・令和2年版・令和1年版は、一部改正。
別記様式第5号に記載する資料類は、原則として提出書類として提出すること。
年月日
公文書名
申請者の氏名

□ 資料区分	□ 検査報告書	() 番
□ 登録番号	□ 実施年月	年月日
□ 特別届け出の場合は	□ 指定登録年月	年月日
□ 両方	□ 申請登録年月	年月日

該機器等の所在地に記載する資料類は、原則として提出書類として提出すること。
年月日
公文書名
申請者の氏名

(ア) 氏名
性別
生年月日
本籍又は居所
職業
扶養者
被扶養者
学年
年月日
公文書名
申請者の氏名

備考
1. お年寄りには、記入しないこと。
2. 不審な文字は、横書きで記すこと。ただし、数字をせしむ場合は、該当する数字を0で記すこと。
3. 「請記」欄に申請する事由（欄には、ごみ又は減らせる状況を記載すること。
4. 所持の機器が記載しないときは、該機器記載欄上に、これを記すこと。
5. 用紙の大きさには、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第13条関係）
（第13条関係）

別記様式第6号（第13条関係）（令和3年版）
(ア)

合	緒	正	明	書
製造業者の機器及び保安の区分				
実	員			
比	水	(年月日)		
年月日 公安委員会				

(イ)

署名	
捺印	

備考
提出の最終の段階は、ごメートルをとる。

別記様式第7号（第14条関係）
（第14条関係）

別記様式第7号（第14条関係）（令和3年版）・令和2年版・令和1年版は、一部改正。
別記様式第7号に記載する資料類は、原則として提出書類として提出すること。
年月日
公文書名
申請者の氏名

□ 資料区分	□ 検査報告書	() 番
□ 登録番号	□ 実施年月	年月日
□ 特別届け出の場合は	□ 指定登録年月	年月日
□ 両方	□ 申請登録年月	年月日

該機器等の所在地に記載する資料類は、原則として提出書類として提出すること。
年月日
公文書名
申請者の氏名

(ア) 氏名
性別
生年月日
本籍又は居所
職業
扶養者
被扶養者
学年
年月日
公文書名
申請者の氏名

備考
1. ①お年寄りには、記入しないこと。
2. 不審な文字は、横書きで記すこと。ただし、数字をせしむ場合は、該当する数字を0で記すこと。
3. 「請記」欄に申請する事由（欄には、ごみ又は減らせる状況を記載すること。
4. 用紙の大きさには、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号(横山山形区)	(令和3年版)(・なし)(表3)・(1)(2)(3)(4)
① 対象区分	<input checked="" type="checkbox"/> 警視監視 ()
② 管理番号	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年月日 ()
③ 令和3年警視監視実行方次要員	<input checked="" type="checkbox"/> 合格証明番号 ()
④ 開始ヶ月日	月 日

警視監視は本様式をもとに、専用する令和3年警視監視実行方次要員の規定により令和3年
3月1日より施行します。

年 月 日

上記者の方名

氏名	姓	名
性別	男	女
生年月日	西暦(西暦)令和3年月日	
本籍又は謫居	□	
⑤ 対象区分	警視監視 ()	
⑥ 管理番号	令和3年月日 ()	
⑦ 令和3年警視監視実行方次要員	合格証明番号 ()	
⑧ 開始ヶ月日	月 日	

- 備考
- ◎右欄には、記載しないこと。
 - 不要の欄は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字をつけて記入すること。
 - 所定の欄に記載しないときは、実際に記載の上、これを消すこと。
 - 用紙の大きさは、日本画用紙規格A4とすること。

別記様式第9号(横山山形区)	(令和3年版)(・なし)(表3)・(1)(2)(3)(4)
① 対象区分	<input checked="" type="checkbox"/> 警視監視 ()
② 管理番号	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年月日 ()
③ 令和3年警視監視実行方次要員	<input checked="" type="checkbox"/> 合格証明番号 ()
④ 開始ヶ月日	月 日

警視監視は本様式をもとに、専用する令和3年警視監視実行方次要員の規定により令和3年
3月1日より施行します。

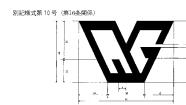
年 月 日

上記者の方名

氏名	姓	名
性別	男	女
生年月日	西暦(西暦)令和3年月日	
本籍又は謫居	□	
⑤ 対象区分	警視監視 ()	
⑥ 管理番号	令和3年月日 ()	
⑦ 令和3年警視監視実行方次要員	合格証明番号 ()	
⑧ 開始ヶ月日	月 日	

- 備考
- ◎右欄には、記載しないこと。
 - 不要の欄は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字をつけて記入すること。
 - 「専用する令和3年警視監視実行方次要員」欄には、改めて以下の状況を記載すること。
 - 所定の欄に記載しないときは、実際に記載の上、これを消すこと。
 - 用紙の大きさは、日本画用紙規格A4とすること。

別記様式第10号
(第16条関係)



図示
上図は、(A)を25ミリメートルとしたときの物見事である。

別記様式第11号
(第17条関係)

別記様式第11号 (第17条関係) (会社登記簿・会員登記簿用)	
圖 号	講 習 会 名 称 並 行 講 習 会 名 称
地 所	年 月 日 生
元 名	
登録した講習会に於ける講習業務の範囲及び実施の区分	
上記の通り、審査請求書は会員登記簿の検査に基づく講習会の該種を終了した後であることを要件とする。	
講習会終了年月日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
登録講習機関 (登録番号 第 号)	

備考
1 用紙は、複数とすること。
2 用紙の大きさは、日本文部省規格A4とすること。